

2023年11月16日

## 調査レポート

## インドネシアの鉱石輸出規制とその影響

調査部 研究員 井口 るり子

- インドネシアが資源ナショナリズムの動きを強めている。2020年1月にニッケル、23年6月にボーキサイトの未加工鉱石の輸出が禁止され、24年5月には銅・鉄鉱石・亜鉛・鉛などの未加工鉱石の輸出も禁止となる見通しである。
- インドネシアが鉱石の輸出を禁止する背景には、いわゆる「中所得国のわな」に陥り、1人当たりGDPが伸び悩んでいることがある。インドネシアで豊富に採掘される鉱石を活かし、製錬・加工工程の企業や最終製品を製造する企業を海外から誘致し、国内製造業の高付加価値化を目指している。
- 未加工鉱石の禁輸政策のうち、最も効果を発揮しているのがニッケルである。インドネシアのニッケル生産量が世界でも突出して多いことに加え、電気自動車(EV)向けバッテリーの主要原料として需要が急拡大しているためである。加えて、インドネシア政府が実施するEVおよび部品の生産拠点設置に対する税優遇措置は、インドネシア国内のEVに関するサプライチェーン構築を促進している。
- 日本の鉱物輸入にインドネシアの輸出規制が及ぼす影響は軽微である。しかし、今後、世界的にEV生産が拡大する中で車載電池用のニッケル需要が増加した場合、ニッケルを調達しにくくなるリスクには留意が必要であろう。
- なお、インドネシア政府のこうした禁輸措置は自由貿易協定に違反するとの指摘もあり、今後、変更が生じる可能性もある。また、2024年のインドネシア大統領選挙を経た方針転換や、鉱山開発による環境問題での計画変更を迫られるリスクも残されている。

## 1. インドネシアの鉱石輸出規制とその背景

### (1) 鉱石輸出の規制

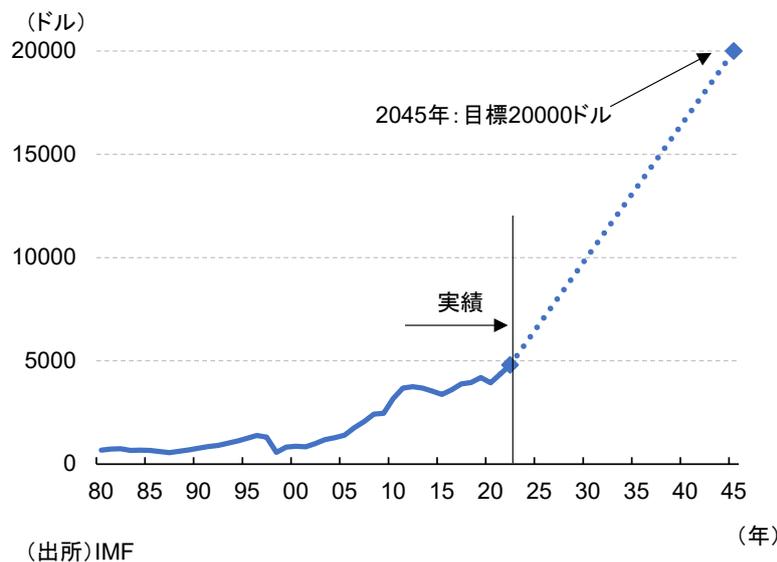
インドネシア政府は資源ナショナリズムの動きを強め、2020年1月にニッケル、23年6月にボーキサイトの未加工鉱石の輸出を禁止した。また、24年5月からは銅・鉄鉱石・亜鉛・鉛などの未加工鉱石についても禁輸とする方針をすでに発表している。以下では、インドネシアの鉱石輸出規制の背景とその影響、今後の留意点を整理する。

### (2) 鉱石輸出規制の目的～経済成長の伸び悩み

インドネシアが鉱石輸出を規制した背景には、「中所得国のわな」に直面した同国が、経済成長を促進するために天然資源を活用しようとしていることがある。ジョコ政権は、建国100年を迎える2045年までの先進国入りを目指し、1人あたりGDPを20,000ドルまで高める目標を掲げるが、近年の1人あたりGDPの水準は5,000ドルの手前で伸び悩んでいる(図表1)。

こうした経済の伸び悩みを克服するために、投資・雇用関連法の改正とならび重点政策に位置づけられたのが、未加工鉱石の禁輸政策である。豊富な天然資源を戦略的に活用するため、未加工鉱石の輸出を禁止し、製錬・加工工程の企業や最終製品を製造する企業を海外から誘致し、国内製造業の高度化・高付加価値化を進めようとする政策である。

図表1 一人当たりGDP

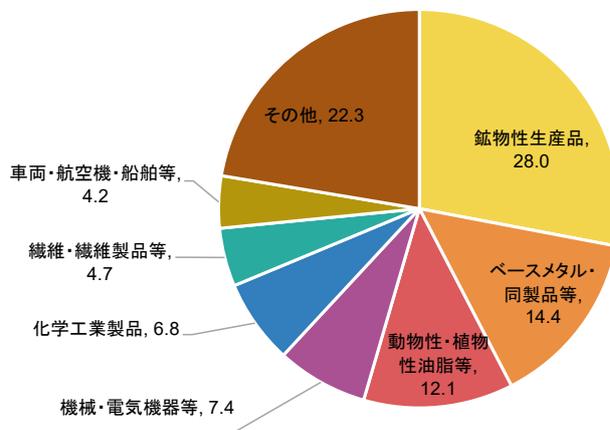


## (2) 豊富な天然資源と工業化の遅れ

インドネシアの輸出の内訳をみると、石炭や銅などの鉱物性生産品(28.0%)、鉄鋼やニッケル鉱加工品を含むベースメタル(14.4%)、パーム油を中心とした動物性・植物性油脂(12.1%)で全体の半分強を占め、資源や低付加価値品の割合が高い(図表 2)。1980 年代以降、タイ、ベトナム、マレーシアなど他の東南アジア各国が、日本をはじめ海外からの投資を誘致することにより、電子部品、電気機械、自動車などの工業製品の輸出を拡大し、経済成長の途としてきたのに対し、インドネシアは天然資源に恵まれているがゆえに産業育成のための投資が進まず、輸出の資源依存が続いてきたといえる(図表 3)。

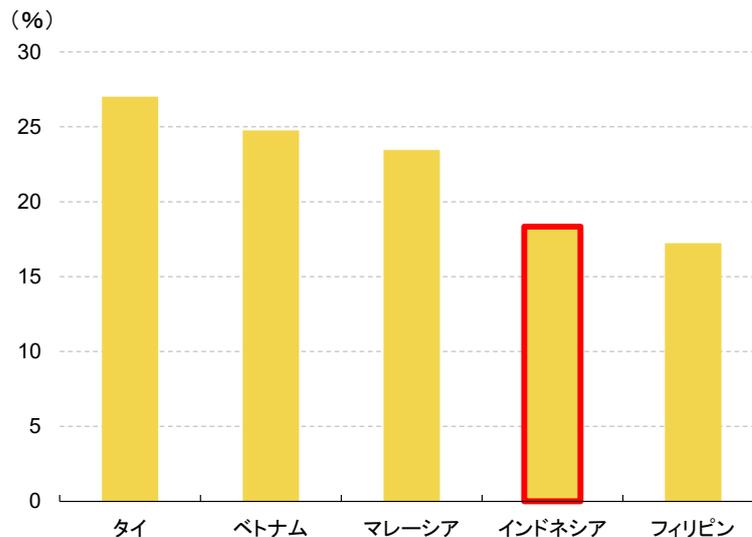
こうした資源依存型の経済構造から脱却し工業化を促進させるために実施されたのが、鉱物の輸出規制と投資優遇措置であった。

図表 2 輸出品目の内訳 (2022 年、米ドルベース)



(出所)インドネシア中央統計局

図表 3 GDP に占める製造業の比率 (2022 年)



(出所)世界銀行、各国統計庁

## 2. 鉱石輸出規制の効果

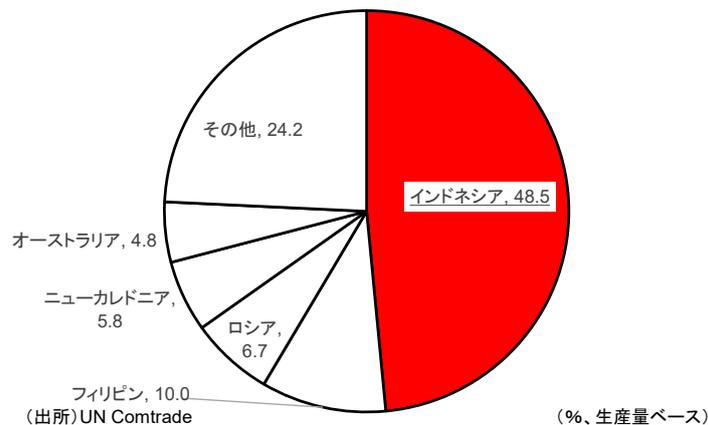
### (1) ニッケルの禁輸は対内投資促進効果が大

未加工鉱石の禁輸措置をてこに、製錬企業や鉱石を使用して製品を製造する企業を誘致する政策について、最も効果的に機能しているのがニッケルの禁輸である。インドネシアはニッケル生産量が世界でも突出して多いことに加え、ニッケルは電気自動車(EV)向けバッテリーの主要原料として需要が急拡大しているためである。

まず、世界のニッケル生産の国別シェアは、インドネシアが約 5 割を占めている。このため、従来インドネシアからニッケルを輸入していた国が、全てをインドネシア以外の生産国から代替調達するのは難しいのが実情である(図表 4)。各国のニッケル製錬企業は、従来、インドネシアから輸入した鉱石を製錬・加工し電池メーカーなどへ卸していたが、禁輸措置によりニッケル鉱石を調達するためにインドネシア国内に工場を設立し、製錬・加工する必要に迫られた。

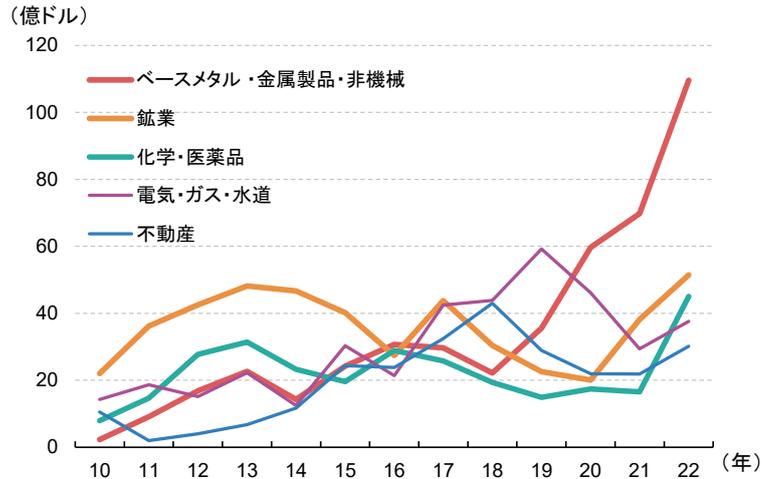
また、世界的な EV 市場の拡大にともない、EV バッテリーの主要原料であるニッケルの確保は車載電池メーカーや自動車メーカーの経営上の最重要課題となっている。ニッケルが禁輸となる中、これらの企業が、製錬されたニッケル地金の調達がしやすいインドネシアに製造拠点を置くのは自然な流れと言えよう。加えて、インドネシアが始めた EV および関連部品の生産拠点設置に対する税優遇措置によって、中間財加工の工場も徐々に増えており、インドネシア国内に川上から川下までの一貫したサプライチェーンが構築され始めている。

図表 4 世界のニッケル生産 国別シェア (2022 年)



実際、インドネシアの対内直接投資流入額をみると、近年、「ベースメタル・金属製品・非機械」や「鉱業」、「化学・医薬品」といった EV の製造に関連する業種で急増していることがわかる(図表 5)。

図表 5 対内直接投資流入額



(出所)インドネシア統計総局

## (2) その他の鉱物では禁輸による投資誘致効果は限定的

一方、2023年6月に禁輸となったボーキサイトのほか、24年5月に輸出停止が予定されている銅などの鉱物については、ニッケルのような海外からの投資を誘致するような効果は見込みにくい。これらの鉱石はインドネシアの生産シェアが低いため、禁輸前にインドネシアから輸入していた国も他国からの代替調達が可能であるほか、ニッケルにおけるEVのような需要拡大要因がないためである。

## 3. 日本への影響

インドネシアの鉱石禁輸措置が貿易相手である日本に与える影響をみると、日本企業の活動に影響を及ぼす懸念は小さいと考えられる。

まず、ニッケル鉱石の調達については、日本のインドネシアへの依存度はもともと低く、禁輸の影響はほとんどない。また、日本は主に鉄鋼の材料としてニッケル加工品をインドネシアから輸入しているが、加工品は禁輸の対象ではないため、影響はない。ただし、今後、世界的にEV生産が拡大する中でニッケル需要が増加した場合、ニッケルを調達しにくくなるリスクには留意が必要であろう。

ボーキサイトについては、日本国内に製錬所がないため従前より輸入量はゼロであり、禁輸の影響はない。

一方、2024年以降に輸出禁止となる鉱物のうち、銅鉱石は14.2%がインドネシアからの輸入であり、禁輸後は代替調達先を確保する必要がある。場合によっては製錬事業のインドネシア移転を検討する必要も出てくるだろう。

## 4. まとめ～今後の見通し

インドネシアが2020年から実施している未加工鉱石の輸出規制は、インドネシアが今後一段と経済発展するために必要な海外からの投資誘致、産業高度化、輸出の高付加価値化のための政策である。もともと、すべての禁輸措置が効果的なわけではなく、成長への寄与としてはニッケルの禁輸によるEV関連投資や輸出の拡大が主なものとなる。東南アジア各国でEV関連投資が拡大する中、EVメーカーをはじめとした関連企業の誘致でニッケル生産国の優位性をどの程度活かせるかが今後の成長の分かれ道となるだろう。

一方、日本の鉱物輸入において、インドネシアの輸出規制が貿易上、直接的に与える影響は軽微であるとみ

られる。しかし、今後、世界的にEV生産が拡大する中でニッケル需要が増加した場合、ニッケルを調達しにくくなるリスクには留意が必要であろう。

なお、インドネシア政府のこうした禁輸措置は自由貿易協定に違反するとの指摘もあり、今後、何らかの変更措置が取られる可能性もある。加えて、2024年に控えるインドネシア大統領選挙後の新政権による方針転換や、鉱山開発による環境問題での計画変更を迫られるリスクも残されている。

－ ご利用に際して －

- 本資料は、執筆時点で信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客さまの決定、行為、およびその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。